

第 3 章

都市づくりの課題

- 3-1 「人吉市復興まちづくり計画」について
- 3-2 立地適正化計画により解決すべき課題

3-1 「人吉市復興まちづくり計画」について

3-1-1 「人吉市復興まちづくり計画」の概要

本市は、令和2年7月豪雨による被災からの一日も早い復旧・復興を目指し、着実な復旧・復興を進めるための指針として令和3年（2021年）3月に「人吉市復興計画」（以下「復興計画」という。）を策定しました。

【復興の将来像（復興ビジョン）】

～希望ある復興を目指して～
球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち

【復興の基本方針】

（１）安全・安心な地域づくりに向けた復興

（２）未来への希望につながる復興

（３）市民一丸となって取り組む復興

図 3-1 復興の将来像と基本方針（「人吉市復興計画」より）

その後、復興計画の実現に向けて取り組むべき公共施設整備等をはじめとしたハードの取組と市民生活やなりわい等にかかるソフトの取組について、令和3年（2021年）10月に「人吉市復興まちづくり計画」（以下「復興まちづくり計画」という。）を策定しており、現在本市では、復興まちづくり計画に基づき具体的な取組を推進しています。

令和2年7月豪雨は、甚大な被害をもたらした豪雨災害ということだけでなく、少子高齢化と人口減少が深刻化し、担い手不足や地域経済の衰退を招くなかで発生した災害であるという性格も併せ持っています。そのため復興まちづくり計画では、早期の復興に向けた持続可能な取組だけでなく、人口減少下での持続可能な都市づくり、地域づくりという課題に向き合い、未来型復興の実現に向けて、将来の望ましいまちの姿を描き、理想に近づけていくための取組についても位置付けており、令和9年までの本市のまちづくりに関する主要な取組について整理した計画となっています。

3-1-2 流域治水プロジェクトとの連携

復興まちづくり計画は、球磨川水系の流域における関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の全体像である「球磨川水系流域治水プロジェクト」（以下、「流域治水プロジェクト」という。）との連携を図り推進していくことを掲げています。

具体には、復興まちづくり計画では、緊急治水対策プロジェクト完了時点と合わせた時間軸を設定し、取組を推進しています。

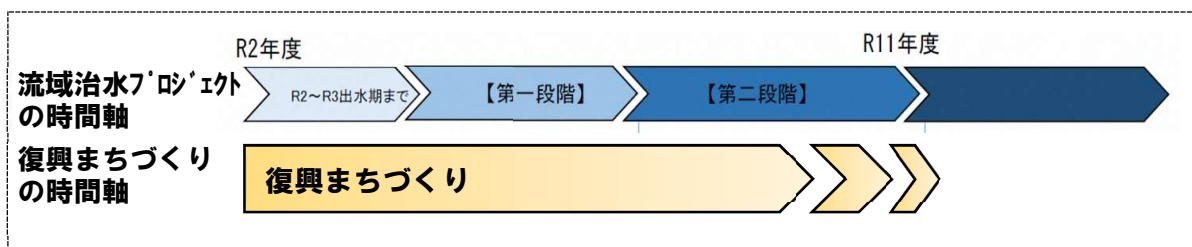


図 3-2 復興まちづくりと治水対策(流域治水プロジェクト)の時間軸
(「人吉市復興まちづくり計画」より)

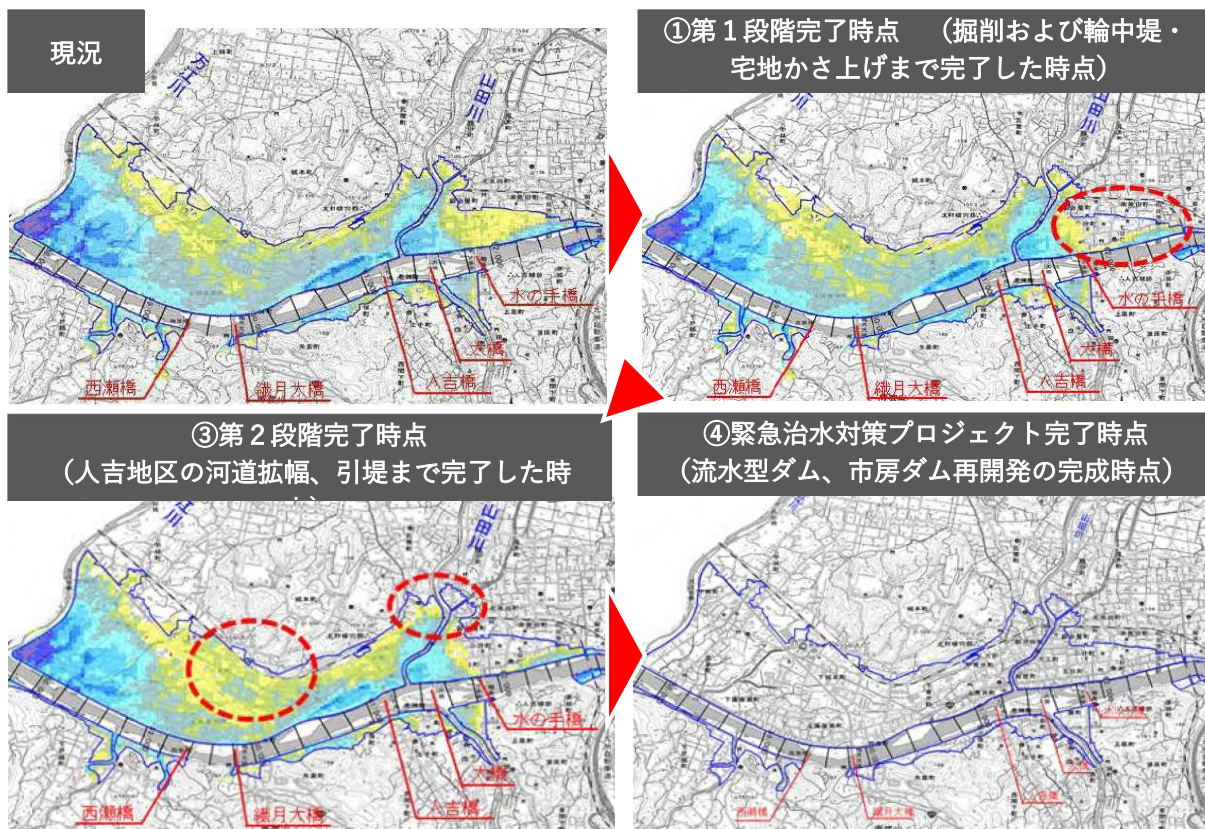
参考:今後の浸水リスク(「人吉市復興まちづくり計画」より)

区分	対策内容	実施主体	工程		
			第一段階(概ね5年)	第二段階(～R11)	以降(R12～)
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削(中流部)【※】	国土交通省	〃	〃	〃
	河道掘削(人吉地区)【※】		〃	〃	〃
	河道掘削(松橋部)(人吉地区)【※】		〃	〃	〃
	引堤【※】		〃	〃	〃
	輪中堤・宅地かさ上げ【※】		〃	〃	〃
	遊水地整備【※】		〃	〃	〃
	河道掘削・堤防補強対策(下流部)		〃	〃	〃
	高瀬・耐震対策(下流部)		〃	〃	〃
	治水ダム等6ダムにおける事前放流等の実施(自治体、企業)【※】		〃	〃	〃
	河道掘削等【※】	熊本県 等	〃	〃	〃
※【緊】 河川における対策のうち、 緊急治水対策プロジェクト として位置づけている対策	御溝川放水路【※】		〃	〃	〃
	堤防整備、事前放流支援に対する河川改修、遊水地(支川)等【※】	国土交通省・熊本県	〃	〃	〃
	流水型ダム・市房ダム再開発【※】		〃	〃	〃
	砂防関係施設の整備	国、熊本県 等	〃	〃	〃
	下水道等の排水施設の整備	熊本県、市町村 等	〃	〃	〃
	雨水貯留・雨水浸透施設整備	国、熊本県、市町村 等	〃	〃	〃
	水田の貯留機能向上のための整備、有効活用 農業水利施設の整備 等	熊本県、市町村 等	〃	〃	〃
	森林の整備・保全、治山施設の整備	国、熊本県、市町村等	〃	〃	〃
	まちづくりと連携した高台への居住誘導、土地利用規制・誘導・移転促進	流域市町村 等	〃	〃	〃
	二級堤、自然堤防の保全	国土交通省 等	〃	〃	〃
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	排水門等の整備や排水機場等耐水化、避難行動、水防活動に資する施設等の整備 避難を判断するための情報伝達	国土交通省 市町村 等	〃	〃	〃
	水害リスクの認知、平時からの住民等の防災意識醸成、防災活動の充実な実施、連携体制の構築 地域と連携した治水活動及び訓練、施設運用		〃	〃	〃
	洪水門等の整備、耐水化		〃	〃	〃
	避難所・水防備蓄倉庫の整備、買付、河川監視カメラ・水位計、避難所案内板・監視カメラの整備		〃	〃	〃
	防災用無線・防災無線の整備、無線、河川監視カメラ・水位計、避難所案内板・監視カメラの整備		〃	〃	〃
	防災用無線・防災無線の整備、無線、河川監視カメラ・水位計、避難所案内板・監視カメラの整備		〃	〃	〃
	防災用無線・防災無線の整備、無線、河川監視カメラ・水位計、避難所案内板・監視カメラの整備		〃	〃	〃
	防災用無線・防災無線の整備、無線、河川監視カメラ・水位計、避難所案内板・監視カメラの整備		〃	〃	〃
	防災用無線・防災無線の整備、無線、河川監視カメラ・水位計、避難所案内板・監視カメラの整備		〃	〃	〃
	防災用無線・防災無線の整備、無線、河川監視カメラ・水位計、避難所案内板・監視カメラの整備		〃	〃	〃

気候変動を踏まえた
更なる対策を推進

現況

① ② ③ ④



※人吉市区間には、輪中堤の計画はありません。

図 3-3 今後の洪水リスク

(出典:「球磨川水系流域治水プロジェクト」、「第4回 球磨川流域治水協議会 資料」をもとに作成)

3-1-3 復興まちづくり計画を踏まえた本計画の考え方

立地適正化計画は魅力・活力あるまちなかづくりや利便性の高い住環境の形成、経済的に持続可能な都市経営に対応するためのまちづくりに関する計画であり、都市計画マスタープランの一部です。そのため、本来立地適正化計画は本市の最上位計画である総合計画に即し、都市計画に関する基本方針である都市計画マスタープランとの整合を図りながら作成を進めます。

しかし、本市においては、令和2年7月豪雨の発生により甚大な被害が発生したことで、危機的状況にあったことから、復興まちづくり計画を策定し、既にこれらの計画に基づくまちづくりが一部推進されている状況です。

こうした本市特有の状況を踏まえ、都市計画マスタープランおよびその一部である本計画については、復興まちづくり計画における内容を踏まえて作成することとします。



図 3-4 復興まちづくり計画と都市計画マスタープラン・立地適正化計画

以上の考え方に基づき、本計画で設定する居住誘導区域および都市機能誘導区域については、緊急治水対策プロジェクトが完了し、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対する浸水被害の軽減が図られることを前提に検討します。

しかしながら、緊急治水対策プロジェクトの完了後も、想定最大規模（L2）の降雨の場合は、球磨川右岸側は村山台地を除いた市街地が広範囲にわたり浸水するリスクが想定されています。このため、防災指針については、緊急治水対策プロジェクトにおける取組とともに、想定最大規模（L2）の降雨への対応という観点も踏まえて検討します。

また、居住誘導区域内等において推進する誘導施策および防災まちづくりに関する取組については、復興まちづくり計画に位置付けられた施策について着実に実施することは当然として、居住・都市機能の立地の適正化の観点から必要となる施策や、想定最大規模の災害リスクに対する回避・低減のための取組について検討し、本計画へ位置付けるものとします。

3-2 立地適正化計画により解決すべき課題

(1) 人口減少の抑制につながる居住地の形成

- 本市では引き続き人口減少が進展する見込みです。
- 特に年少人口、生産年齢人口の占める割合が減少していくことが懸念されるため、子育て世代を始めとした若い世代のニーズに対応する居住環境の実現を図り、転出抑制、転入促進を図ることが重要となります。

(2) 安全で快適に住み続けられる居住地の実現

- 令和2年7月豪雨の被災により本市の用途地域内では空き地・空き家が増加しています。
- 被災した市民の中には、これまで生活していた場所で住まい、暮らしを再建したという希望を持った市民も存在しています。
- 増えつつある低未利用地を利活用するとともに、避難路整備等の防災・減災対策を実施し、安全・安心で良好な居住環境を形成していく必要があります。

(3) まちなかにおける生活サービスの維持と誘導

- 市民の日常生活を支える商業・医療・福祉等の都市機能を維持していくとともに、復興まちづくりをけん引する魅力と活気あるまちなかを実現するため、市街地の拡大や低密度化を抑制する必要があります。
- 居住地における生活サービス水準の維持、向上のため、便利な場所であって、効率的なサービスの提供が可能となる場所に誘導する必要があります。

(4) 公共交通ネットワークの維持

- 新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨の影響により公共交通の利用者が減少傾向にあることなどから、存続が危ぶまれる路線も存在します。
- しかし、高齢者をはじめとする自動車を運転しない市民の移動を支える手段として、公共交通ネットワークを維持していく必要があります。

(5) 令和2年7月豪雨からの復興への寄与

- 本市において推進している令和2年7月豪雨からの復興まちづくりを、居住・都市機能の立地の適正化の観点から後押しする計画として推進していく必要があります。